

---

# 第 1 部      ごみ処理基本計画

---

# 第1章 ごみ処理の現状

## 第1節 本市の概要

### 1 人口及び世帯数の推移

本市における平成12年度から平成21年度までの人口及び世帯数の推移を表1-1-1及び図1-1-1に示します。

人口は減少傾向となっており、この10年間に約4%（7,893人）の人口減となっています。

一方、世帯数は増加傾向で約6%（4,086世帯）の世帯増となっており、その間の世帯人員は2.5人/世帯から2.3人/世帯に減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

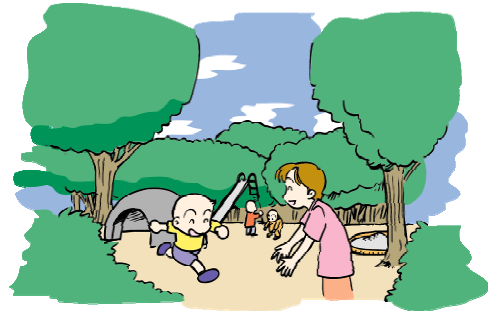


表 1-1-1 人口及び世帯数の推移

年度	人 口				世帯数	世帯人員 (人/世帯)
	男	女	男 / 女	男 / 女		
H. 12	183,183	88,049	95,134	0.48 / 0.52	73,512	2.5
13	182,717	87,698	95,019	0.48 / 0.52	74,274	2.5
14	182,043	87,211	94,832	0.48 / 0.52	74,710	2.4
15	181,250	86,727	94,523	0.48 / 0.52	75,196	2.4
16	180,663	86,230	94,433	0.48 / 0.52	75,722	2.4
17	179,939	85,925	94,014	0.48 / 0.52	76,253	2.4
18	178,713	85,205	93,508	0.48 / 0.52	76,763	2.3
19	177,419	84,434	92,985	0.48 / 0.52	77,035	2.3
20	176,199	83,857	92,342	0.48 / 0.52	77,314	2.3
21	175,290	83,444	91,846	0.48 / 0.52	77,598	2.3
10年間	▼7,893	▼4,605	▼3,288	—	△4,086	▼0.2

出典) 住民基本台帳月報【10月1日人口】

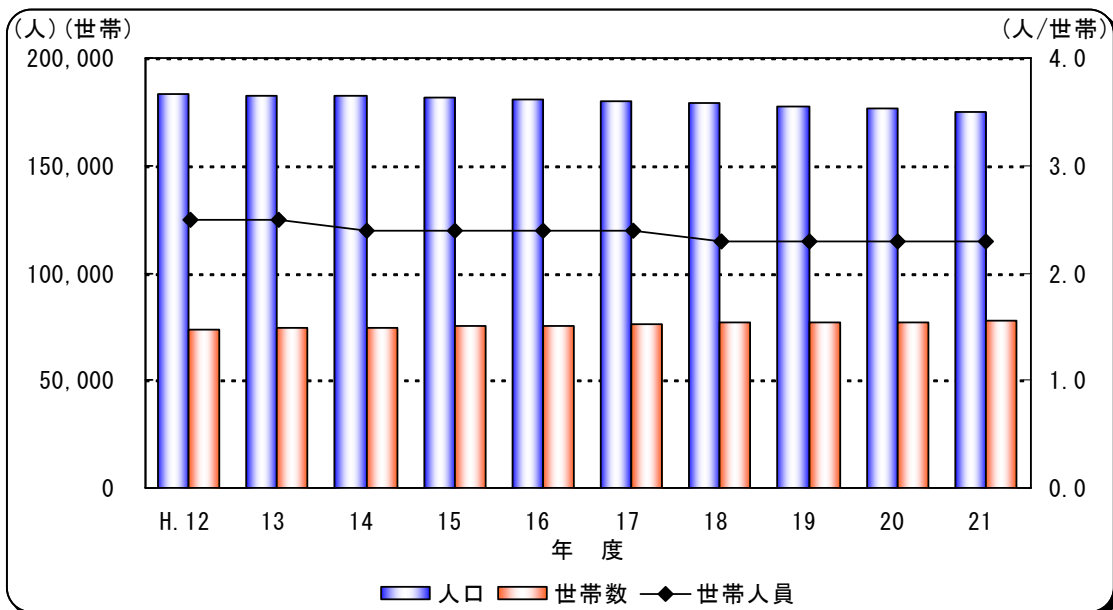


図 1-1-1 人口及び世帯数の推移

2 5歳階級別人口

本市における5歳階級別人口を表1-1-2及び図1-1-2に示します。

階級構成をみると、男女とも60～64歳階級が最も多く、次いで55～59歳階級及び65～69歳階級が多くなっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 1-1-2 5歳階級別人口

区分	年 齢	男	女
年少	0～4	3,574	3,410
	5～9	3,862	3,737
人口	10～14	4,169	3,974
	15～19	4,191	3,973
生産	20～24	4,681	4,319
	25～29	4,856	4,820
年齢	30～34	5,526	5,459
	35～39	5,991	5,928
人口	40～44	5,002	5,146
	45～49	4,717	4,833
人口	50～54	5,039	5,359
	55～59	6,821	6,966
老年	60～64	7,193	7,559
	65～69	5,679	6,462
人口	70～74	4,372	5,652
	75～79	3,635	5,446
人口	80～84	2,583	4,240
	85～89	1,112	2,816
人口	90～94	346	1,256
	95～99	91	415
人口	100～	4	76
	総 数	83,444	91,846

出典) 住民基本台帳月報【平成21年10月1日人口】

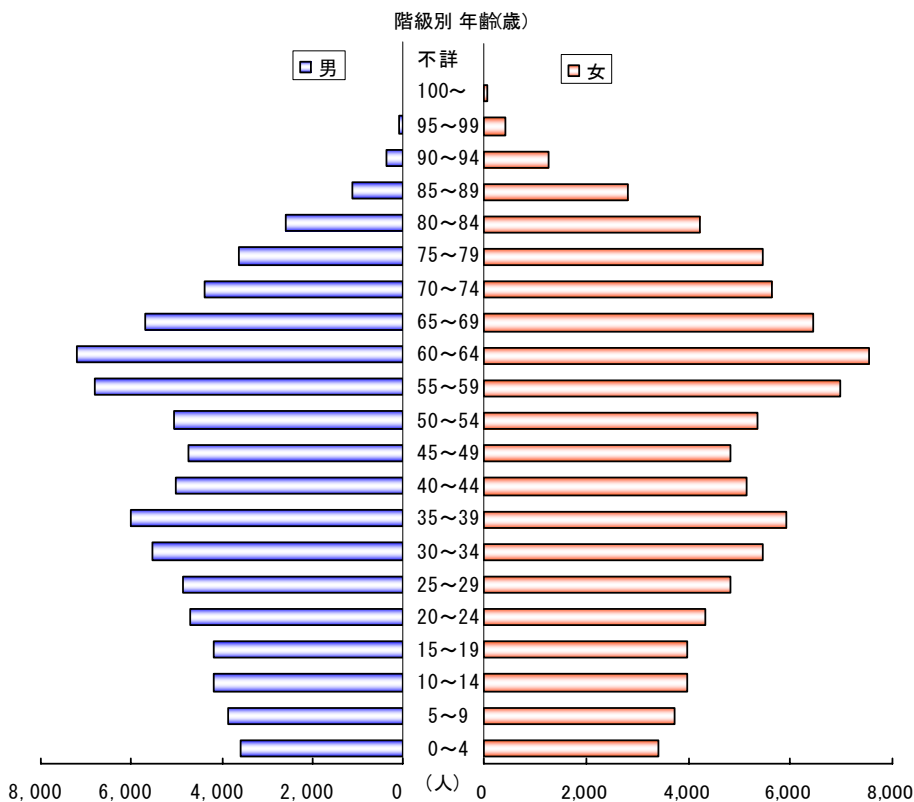


図 1-1-2 5歳階級別人口

### 3 産業別就業者数

本市における産業大分類別事業所数及び従業者数の推移を表1-1-3に示します。

本市の事業所数は平成18年に7,321事業所で、そのうち30%を卸売・小売業が占めて、次いで、サービス業他19%となっています。

また、事業所数、従業者数の推移をみると、平成13年から平成18年にかけて、事業所数、従業者数ともに減少しています。

表1-1-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業分類	平成13年				平成18年			
	事業所数	比率	従業者数	比率	事業所数	比率	従業者数	比率
農 林 漁 業	8	0.10	120	0.15	10	0.14	148	0.19
鉱 業	4	0.05	38	0.05	3	0.04	25	0.03
建 設 業	958	11.99	8,087	10.08	849	11.60	6,968	8.93
製 造 業	430	5.38	14,212	17.72	397	5.42	12,425	15.92
電気・ガス・熱供給・水道業	21	0.26	725	0.90	23	0.31	666	0.85
情 報 通 信 業	53	0.66	359	0.45	46	0.63	735	0.94
運 輸 業	176	2.20	5,093	6.35	151	2.06	4,842	6.20
卸 売 ・ 小 売 業	2,631	32.93	18,237	22.73	2,223	30.36	16,561	21.22
金 融 ・ 保 険 業	158	1.98	1,625	2.03	136	1.86	1,311	1.68
不 動 産 業	203	2.54	562	0.70	212	2.90	532	0.68
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1,038	12.99	5,408	6.74	952	13.00	5,443	6.97
医 療 ・ 福 祉	413	5.17	8,896	11.09	479	6.54	10,208	13.08
教 育 ・ 学 習 支 援 業	102	1.28	3,292	4.10	284	3.88	4,743	6.08
複 合 サ ー ビ ス 業	59	0.74	772	0.96	67	0.92	774	0.99
サ ー ビ ス 業 他	1,646	20.60	11,024	13.74	1,413	19.30	10,954	14.03
公 務 他	90	1.13	1,773	2.21	76	1.04	1,729	2.21
総 数	7,990	100.00	80,223	100.00	7,321	100.00	78,064	100.00

出典) 宇部市【平成13年、平成18年 事業所・企業統計調査市集計結果】

### 4 本市の傾向

- ・人口は減少していますが、世帯は増加し、核家族化が進んでいます。
- ・出生者の減少により、少子高齢化が進んでいます。
- ・一部の産業において、増加が見られますが、全体としては事業所数、従業者数ともに減少しています。

第2節 ごみ処理の仕組



1 ごみ分別

本市におけるごみの分別表を表 1-2-1 に示します。

本市のごみは“月・水・金の燃やせるごみ”、“プラスチック製容器包装”、“月1回収集の燃やせるごみ”、“びん・缶”、“ペットボトル”、“燃やせないごみ”、“危険ごみ”、“紙製容器包装”、“古紙”の9分別として分別収集をしています。

なお、粗大ごみ（長さ1m、幅50cm、重さ10kgを超えるもの）は、自己搬入もしくは戸別収集としています。

表 1-2-1 ごみの分別表

分別区分	収集日	排出方法	収集場所	出せる物	拠点回収取扱品目
月・水・金の燃やせるごみ	月・水・金	指定袋	燃やせるごみのステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所ごみ ※水をよく切って出す</li> <li>・古紙、紙製容器包装以外の紙ごみ</li> <li>・庭草や剪定枝(2袋【束】まで) 幹は直径10cm以内</li> <li>・小型木製品や板切れ・竹製品 (解体して長さ1m、直径50cm以下にして出す)</li> <li>・油物のペットボトル</li> </ul>	×
プラスチック製容器包装	週1回の指定曜日	透明なビニール袋で品目ごとにまとめる	燃やせないごみのステーションまたは指定されたステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ袋、ラップ類</li> <li>・食品トレイ、カップ、パック類</li> <li>・チューブ、ボトル類</li> <li>・ふた、キャップ類</li> <li>・家電製品などの梱包用発泡スチロール類 (発泡スチロールは、こぶし程度に砕く)</li> <li>※すすげるものはすすぎ、水を切る</li> <li>※汚れが落とせないものは「月・水・金の燃やせるごみ」へ</li> <li>※識別マーク(♻)は、本体のほか、外装フィルム、ラベル、シール等に付いています</li> </ul>	×
月1回収集の燃やせるごみ	月1回の指定日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具類</li> <li>・布、繊維、革製品</li> <li>・衣類、はきもの類</li> <li>・かばん類</li> <li>・ボール類</li> <li>・カセットテープ、ビデオテープ</li> <li>※ふとん、カーペットなどは、長さ1m、直径50cm以内に丸め、ひもでしばる</li> </ul>	×
びん・缶				<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶(大きさは20cm程度まで)</li> <li>・スプレー缶(使いきり、必ず穴をあける)</li> <li>・びん(油物や化粧品のみんも一緒に出せます)</li> <li>※金属のふたは、燃やせないごみへ</li> </ul>	○
ペットボトル				<ul style="list-style-type: none"> <li>※中をすすぎふたを外して出す</li> <li>※ふたはプラスチック製容器包装へ</li> <li>※油物のペットボトルや汚れが落とせないものは「月・水・金の燃やせるごみ」へ</li> </ul>	○
燃やせないごみ				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型電化製品 (大きさ50cm角、重さ10kg程度以下のもの)</li> <li>・金属、プラスチック製品</li> <li>・ガラス、陶器類</li> <li>・その他(かさ、使い捨てカイロなど)</li> <li>※焼却灰は湿らせ丈夫な袋に入れ、別にして置く(1袋程度)</li> </ul>	×
危険ごみ				<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池、ライター、水銀使用の体温計</li> <li>※それぞれを別々の袋に入れ、品名を書く</li> <li>※ライターはガスを使い切って出す</li> </ul>	×
紙製容器包装				ひもで十字にしばる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱、ケース類</li> <li>・包装紙、紙袋類</li> <li>・台紙、中仕切り類</li> <li>・商品が入っていた紙皿、紙コップなど</li> <li>※平らにして、ひもで十字にしばる</li> <li>※識別マーク(♻)は、本体のほか、外装フィルム、ラベル、シール等に付いています</li> </ul>
古紙		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞紙(広告紙は入ってもよい)</li> <li>・雑誌(写真集や教科書などもよい)</li> <li>・段ボール(平たくつぶし金具を除く)</li> <li>※ステーションでは、品目別に分けて置く</li> <li>※それぞれひもで十字にしばる</li> </ul>	○ (段ボールを除く)		

2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（平成22年度）を図1-2-1に示します。

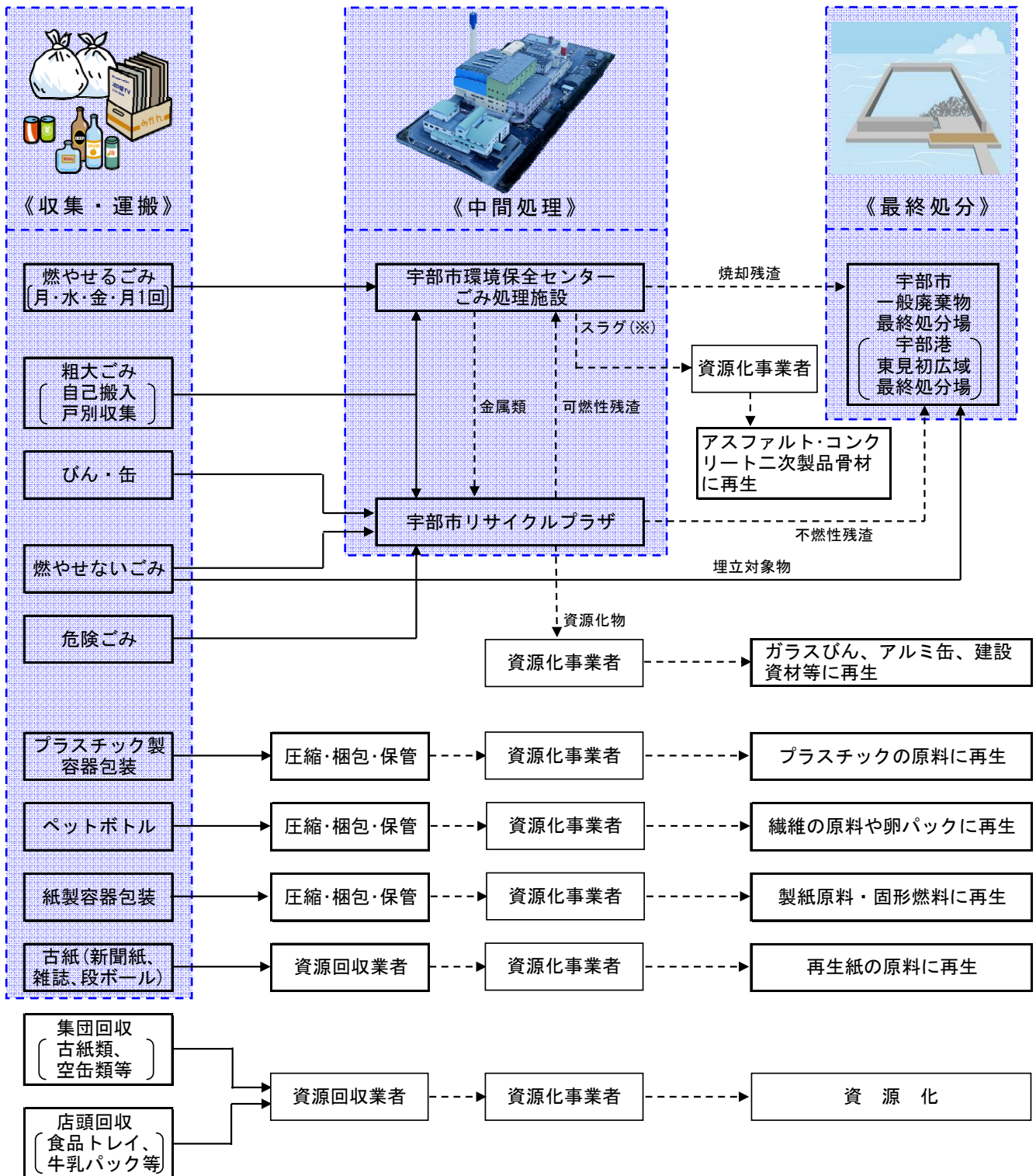


図 1-2-1 ごみ処理フロー

(※) スラグ：焼却の際に発生する灰を高温溶融した後、冷却固化されたガラス状の固形物質をいいます。

備考) 以後、燃やせるごみを「可燃ごみ」、燃やせないごみを「不燃ごみ」として表現します。

第3節 ごみ排出量等の推移

1 ごみ排出量

本市における平成17年度から平成21年度までのごみ排出量を表1-3-1及び図1-3-1に、またごみ種別排出量（集団回収除く）を表1-3-2及び図1-3-2に示します。

収集ごみ、直接搬入ごみ及び集団回収は、ともに減少傾向にあります。平成21年度においては、収集ごみ40,653t、直接搬入ごみ21,842t、集団回収3,398tの合計65,893tとなっています。

なお、本計画においては、収集ごみを「家庭系ごみ」とし、直接搬入ごみを「事業系ごみ」とします。



表 1-3-1 ごみ排出量

年 度		H. 17	18	19	20	21
人 口		179,939	178,713	177,419	176,199	175,290
家庭系ごみ 〔収集ごみ〕	可燃ごみ (t/年)	31,080	32,037	31,442	31,393	31,378
	不燃ごみ (t/年)	2,217	2,251	1,908	1,673	1,519
	資源ごみ (t/年)	10,047	10,070	9,558	8,798	7,727
	埋立ごみ (t/年)	39	34	26	24	29
	小 計 (t/年)	43,383	44,392	42,934	41,888	40,653
事業系ごみ 〔直接搬入ごみ〕	可燃ごみ (t/年)	24,716	24,960	23,058	19,806	18,834
	不燃ごみ (t/年)	1,509	1,517	1,391	1,272	1,276
	資源ごみ (t/年)	949	781	759	777	775
	埋立ごみ (t/年)	7,987	7,441	7,296	4,879	957
	小 計 (t/年)	35,161	34,699	32,504	26,734	21,842
集 団 回 収 (t/年)	4,460	4,210	4,067	3,714	3,398	
合 計 (t/年)	83,004	83,301	79,505	72,336	65,893	

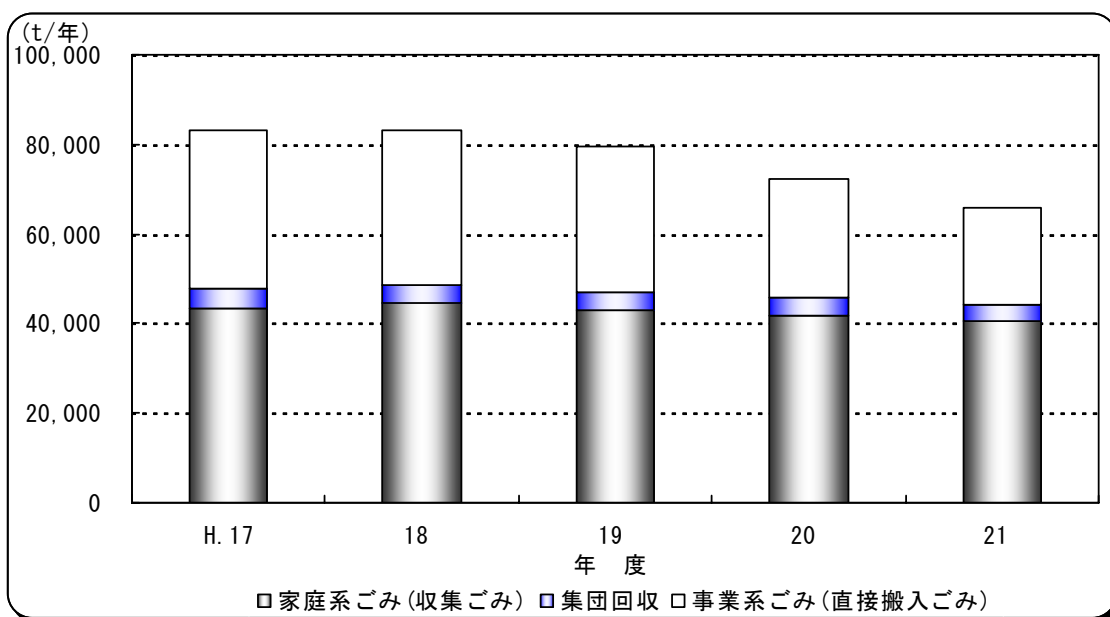


図 1-3-1 ごみ排出量

表 1-3-2 ごみ種別排出量

年 度		H. 17	18	19	20	21
可燃ごみ	(t/年)	55,796	56,997	54,500	51,199	50,212
不燃ごみ	(t/年)	3,726	3,768	3,299	2,945	2,795
資源ごみ	(t/年)	10,996	10,851	10,317	9,575	8,502
埋立ごみ	(t/年)	8,026	7,475	7,322	4,903	986
合 計	(t/年)	78,544	79,091	75,438	68,622	62,495

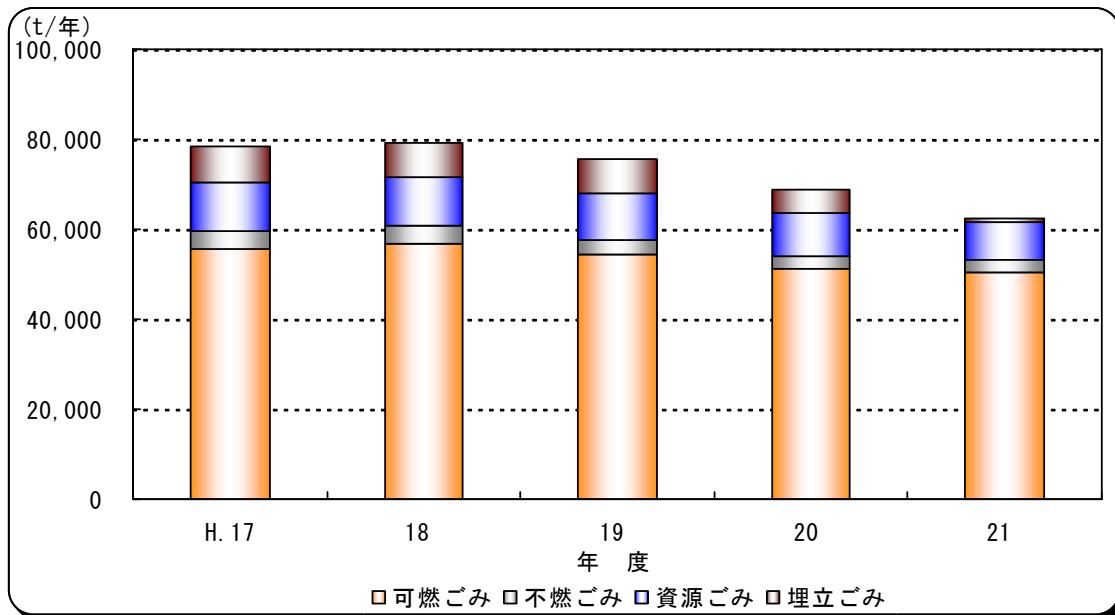


図 1-3-2 ごみ種別排出量



エコフェアキャラクター：エコハちゃん  
「エコフェア 2010 in UBE」



2 1人1日当たりのごみ排出量

本市における平成17年度から平成21年度までの1人1日当たりのごみ排出量を表1-3-3及び図1-3-3に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成20年度において1,125g/人・日となっていますが、全国平均、山口県平均と比較すると多い状況となっています。

表 1-3-3 1人1日当たりのごみ排出量（国、山口県、宇部市）

年 度		H. 17	18	19	20	21
宇部市	人 口 (人)	179,939	178,713	177,419	176,199	175,290
	ごみ排出量 (t/年)	83,004	83,301	79,505	72,336	65,893
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,264	1,277	1,224	1,125	1,030
山口県	人 口 (人)	1,510,338	1,502,838	1,491,838	1,482,543	—
	ごみ排出量 (t/年)	665,365	644,033	620,728	589,433	—
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,207	1,174	1,137	1,089	—
国	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,131	1,115	1,089	1,033	—

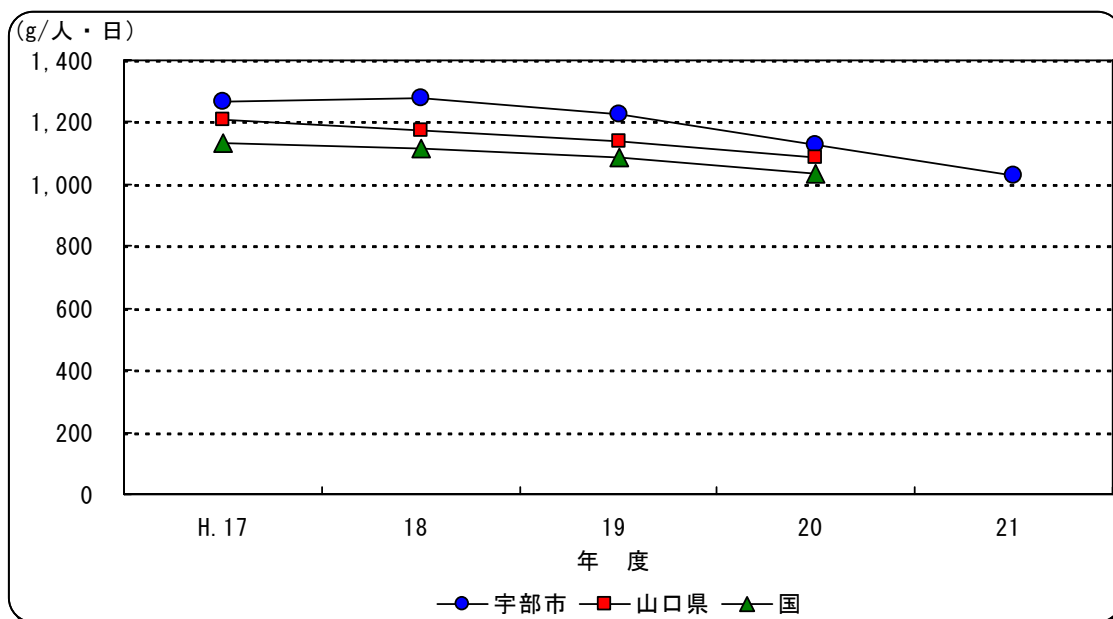


図 1-3-3 1人1日当たりのごみ排出量（国・山口県・宇部市）

3 ごみの性状

本市における平成17年度から平成21年度までの可燃ごみの性状を表1-3-4に、またその5年間の平均を図1-3-4に示します。

ごみの組成については、紙・布類及び木・竹・わら類が高い割合を占めています。一方、三成分（水分・灰分・可燃分）については、水分が約50%と比率が高くなっています。

表 1-3-4 可燃ごみの性状

測定年		H.17	18	19	20	21	平均
項目							
組成	紙・布類 (%)	28.5	31.6	40.2	38.5	42.0	36.0
	ビニール・合成樹脂類 (%)	12.6	11.2	13.7	14.3	16.6	13.7
	木・竹・わら類 (%)	25.3	25.9	16.3	17.8	21.5	21.4
	厨芥類 (%)	23.4	20.1	26.2	18.4	12.8	20.2
	不燃物類 (%)	6.4	7.9	2.0	8.2	4.8	5.9
	その他 (%)	3.8	3.3	1.6	2.8	2.3	2.8
単位体積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		118	132	133	148	176	141
三成分	水分 (%)	53.1	43.7	46.0	49.7	48.9	48.3
	灰分 (%)	8.0	10.5	5.6	8.3	8.3	8.1
	可燃分 (%)	38.9	45.8	48.4	42.0	42.8	43.6
低位発熱量 (kcal/kg)		1,748	1,935	2,205	1,830	1,920	1,928

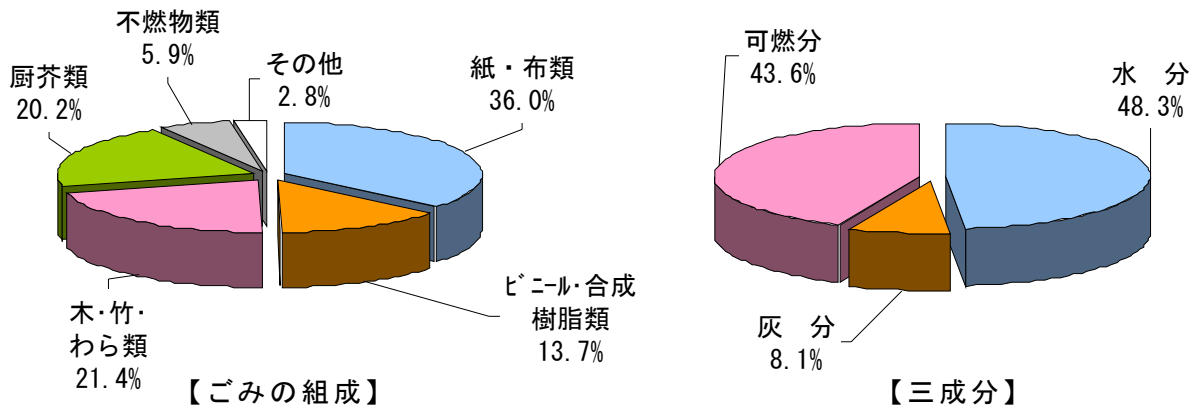


図 1-3-4 可燃ごみの性状（平成17～21年度平均）

#### 4 リサイクル率

本市における平成17年度から平成21年度までのリサイクル率を表1-3-5及び図1-3-5に、リサイクル量を表1-3-6及び図1-3-6に、古紙回収量を表1-3-7及び図1-3-7に、集団回収量を表1-3-8及び図1-3-8に示します。



古紙回収については、ステーション回収及び拠点回収を行っています。

集団回収については、古紙類、鉄類、空缶類、空ビン類及び繊維類を対象に行っています。

リサイクル率は、平成20年度においては32.7%となっており、全国平均、山口県平均と比較すると、高いリサイクル率となっています。

表 1-3-5 リサイクル率（国、山口県、宇部市）

年 度		H.17	18	19	20	21
宇部市	(%)	29.9	32.1	31.3	32.7	34.3
山口県	(%)	27.3	28.5	28.1	28.3	—
国	(%)	19.0	19.6	20.3	20.3	—

表 1-3-6 リサイクル量

年 度		H.17	18	19	20	21	
集 団 回 収	(t/年)	4,460	4,210	4,067	3,714	3,398	
古 紙	(t/年)	4,432	4,289	3,824	3,766	3,494	
圧縮梱包施設	ペットボトル	(t/年)	443	491	541	490	507
	紙パック	(t/年)	29	6	—	—	—
	食品トレイ	(t/年)	3	1	—	—	—
	紙製容器	(t/年)	624	599	590	574	492
	プラスチック製容器	(t/年)	2,787	2,834	2,856	2,330	1,693
小 計	(t/年)	3,886	3,931	3,987	3,394	2,692	
リサイクルザル	カレット	(t/年)	893	1,001	1,046	909	940
	プレス鉄(スチール缶)	(t/年)	432	415	365	322	303
	プレスアルミ(アルミ缶)	(t/年)	103	80	72	60	61
	他金属屑	(t/年)	1,245	1,167	976	791	772
	カレット残渣	(t/年)	470	186	165	—	—
小 計	(t/年)	3,143	2,849	2,624	2,082	2,076	
焼却場	スラグ	(t/年)	1,646	1,396	1,355	1,452	1,222
	飛灰(※1)	(t/年)	325	302	249	284	243
	発電に寄与したごみ(※2)	(t/年)	6,966	9,804	8,746	8,976	9,459
小 計	(t/年)	8,937	11,502	10,350	10,712	10,924	
リサイクル量	(t/年)	24,858	26,781	24,852	23,668	22,584	
ごみ排出量	(t/年)	83,004	83,301	79,505	72,336	65,893	
リサイクル率	(%)	29.9	32.1	31.3	32.7	34.3	

(※1)飛灰：焼却処理の際に発生する排ガス中に含まれる粒子状物質をいいます。セメントの原料になります。

(※2)発電に寄与したごみ：焼却の際に発生する余熱を利用した焼却場における総発電量をごみの発熱量で割り戻したものをいいます。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{リサイクル量 (t/年)}}{\text{ごみ排出量 (t/年)}} \times 100$$

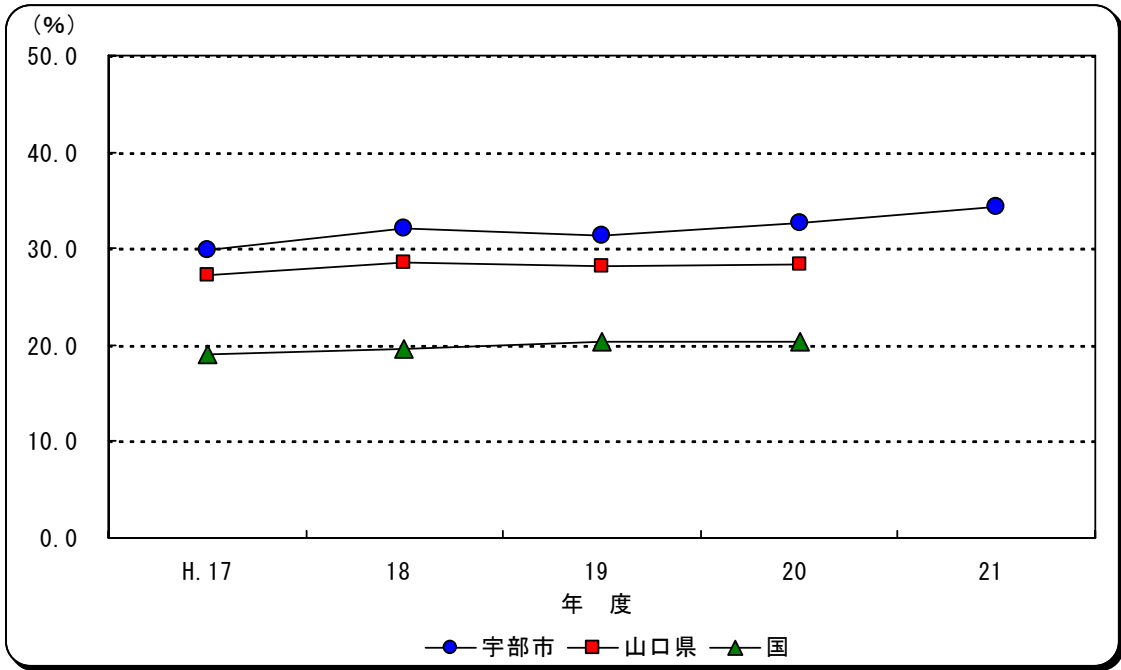


図 1-3-5 リサイクル率 (国、山口県、宇部市)

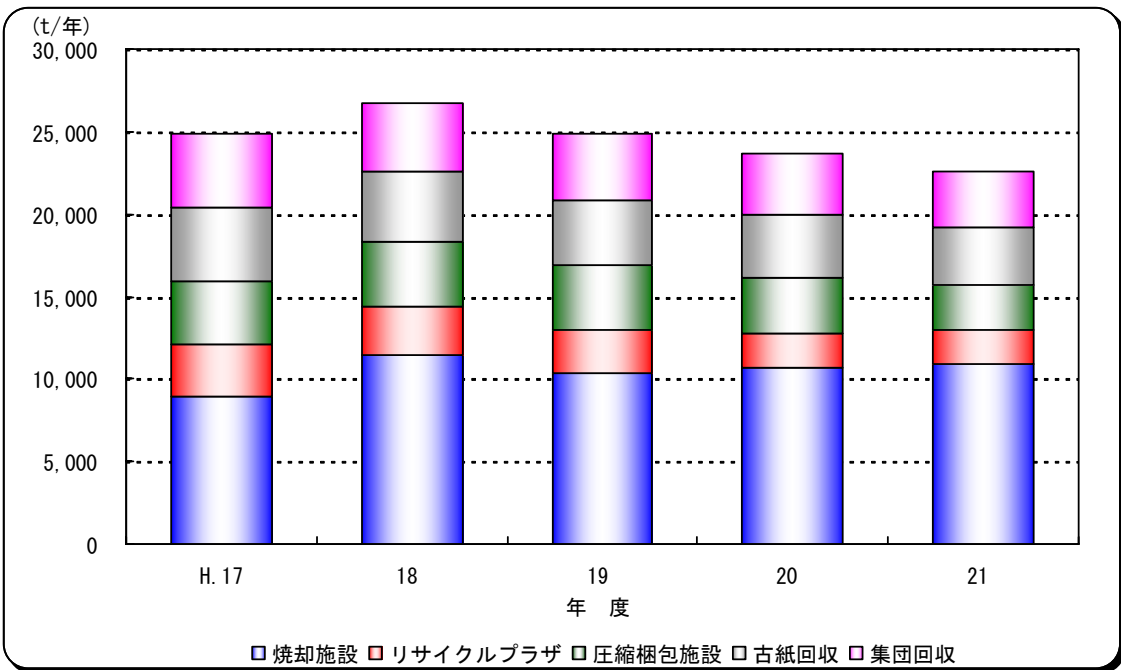


図 1-3-6 リサイクル量

表 1-3-7 古紙回収量

年 度		H. 17	18	19	20	21
新 聞	(t/年)	2,274	2,119	1,929	1,977	1,888
雑 誌	(t/年)	1,674	1,682	1,438	1,361	1,215
段 ボ ー ル	(t/年)	484	488	457	428	391
合 計	(t/年)	4,432	4,289	3,824	3,766	3,494

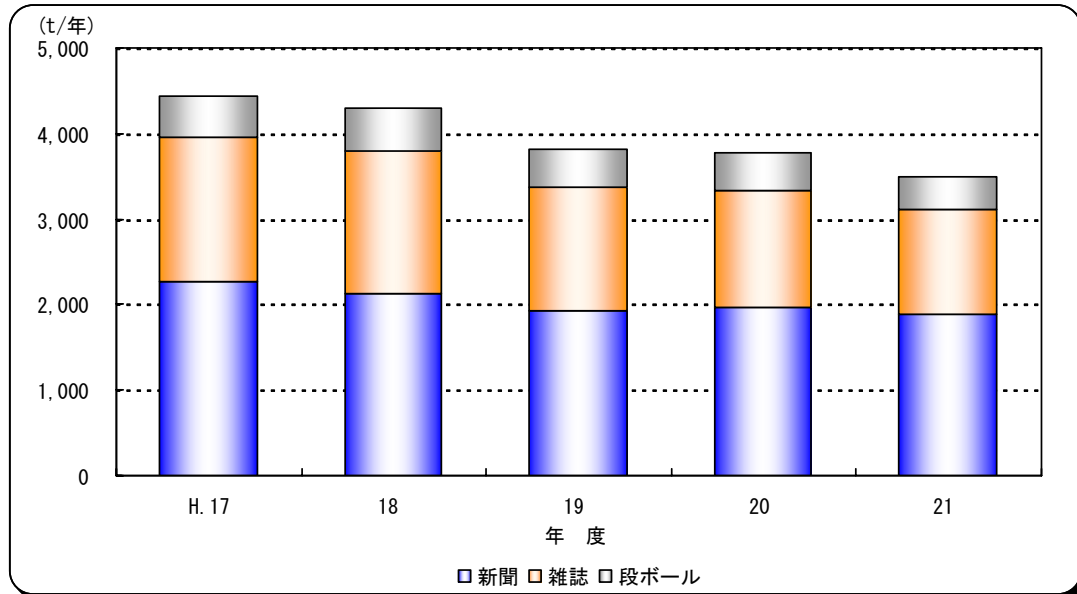


図 1-3-7 古紙回収量

表 1-3-8 集団回収量

年 度		H. 17	18	19	20	21
団 体 数	(団体)	364	371	375	381	370
古 紙 類	(t/年)	4,177	3,919	3,812	3,476	3,177
鉄 類	(t/年)	30	33	26	30	33
空 缶 類	(t/年)	173	189	165	153	143
空 ビ ン 類	(t/年)	74	65	61	53	44
繊 維 類	(t/年)	6	4	3	2	1
合 計	(t/年)	4,460	4,210	4,067	3,714	3,398

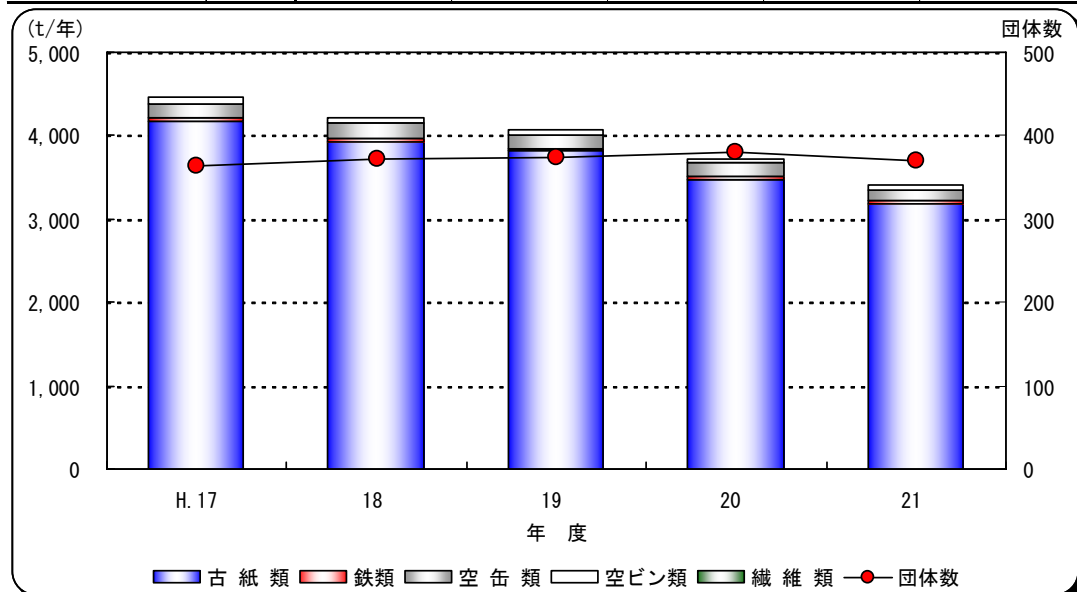


図 1-3-8 集団回収量

5 ごみ処理経費

平成21年度におけるごみ処理経費（減価償却費除く）を表1-3-9に、平成17年度から平成21年度までのごみ処理経費の推移（減価償却費除く）を表1-3-10に示します。

平成21年度の処理経費は18億9,880万2千円、市民1人当たりの処理単価は、10,832円となっています。

表1-3-9 平成21年度ごみ処理経費（減価償却費除く）

項目	収集運搬		中間処理		最終処分	合計
	直営	委託	焼却	リサイクルプラザ	埋立	
人件費 (千円)	624,474	0	304,936	19,845	0	949,255
経費 (千円)	38,406	56,194	564,653	251,395	31,507	942,155
利子 (千円)	303	0	44,817	1,548	6,925	53,593
電気料収入 (千円)	—	—	46,201	—	—	46,201
合計 (千円)	663,183	56,194	868,205	272,788	38,432	1,898,802
処理量 (t)	35,794	1,306	54,414	5,250	7,320	
1t当たり単価 (円/t)	18,528	43,028	15,956	51,960	5,250	

中間処理にかかる処理量については、山口市阿知須分等を、また最終処分については、町内清掃分（土砂類）及び山口市阿知須分等を含みます。

表1-3-10 ごみ処理経費の推移（減価償却費除く）

項目	H.17	18	19	20	21
人件費 (千円)	1,017,604	1,019,298	1,024,312	1,023,412	949,255
経費 (千円)	668,235	762,905	732,763	925,943	942,155
利子 (千円)	100,573	84,030	70,571	62,967	53,593
電気料収入 (千円)	41,090	44,372	46,882	41,214	46,201
合計 (千円)	1,745,322	1,821,861	1,780,764	1,971,108	1,898,802
人口 (人)	179,939	178,713	177,419	176,199	175,290
市民1人当たり処理単価 (円/人)	9,700	10,194	10,037	11,187	10,832



**第4節 処理体制の現状**

**1 収集運搬の現状**

**(1) 収集範囲**

市全域を対象としています。

**(2) 収集頻度・収集方法**

本市におけるごみの収集頻度・収集方法を表1-4-1に示します。

表 1-4-1 ごみの収集頻度・収集方法

分別区分	収集頻度	収集方法
月・水・金の燃やせるごみ	週3回(月・水・金)	ステーション収集
プラスチック製容器包装	週1回(指定曜日)	
月1回収集の燃やせるごみ	月1回(指定日)	
びん・缶		
ペットボトル		
燃やせないごみ		
危険ごみ		
紙製容器包装	-	自己搬入・戸別収集
古紙		
粗大ごみ		

**(3) 収集運搬体制**

本市におけるごみの収集運搬車両状況を表1-4-2に示します。

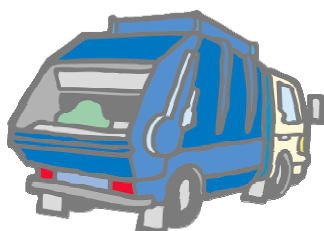
家庭系ごみは、直営及び委託（楠地域）により、収集運搬しています。

事業系ごみは、自己搬入もしくは許可業者により、収集運搬しています。

表 1-4-2 ごみの収集運搬車両状況

	直営		委託業者		許可業者		合計	
	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)
収集ごみ	23	64	6	16	-	-	29	80
直接搬入ごみ	-	-	-	-	519	1,704	519	1,704

(平成21年度実績)



## 2 中間処理施設の現状

本市における中間処理施設は「宇部市環境保全センターごみ処理施設」及び「宇部市リサイクルプラザ」です。

### (1) 宇部市環境保全センターごみ処理施設

宇部市環境保全センターごみ処理施設の概要を表 1-4-3 に、平成 17 年度から平成 21 年度までの中間処理量を表 1-4-4、図 1-4-1 及び図 1-4-2 に示します。

宇部市環境保全センターごみ処理施設においては、可燃ごみ（家庭系・事業系）、可燃性粗大ごみ（家庭系・事業系）及び宇部市リサイクルプラザからの可燃性資源化残渣をガス化・熔融処理しており、その余熱を利用して発電を行っています。

また、熔融スラグの一部については、アスファルト・コンクリート二次製品骨材に利用しています。

一方、焼却残渣（飛灰・不燃物・スラグの一部）については、宇部市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っています。

表 1-4-3 ごみ処理施設の概要

施設名称	宇部市環境保全センターごみ処理施設	
建設場所	宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5	
敷地面積	約28,300m <sup>2</sup>	
竣工年月日	平成15年2月	
処理能力	198t/24h (66t/24h×3炉)	
炉形方式	全連続燃焼式ガス化熔融方式 (流動床式)	
処理対象物	可燃性一般廃棄物	
荒物破碎施設	油式駆動切断機(10t/5h)	
余熱利用設備	ごみ発電(定格出力4,000kW) 工場内等給湯 リサイクルプラザ防爆蒸気供給	
排ガス基準 (当施設)	ばいじん量	0.01g/m <sup>3</sup> N以下
	硫黄酸化物	10ppm 以下
	塩化水素	20ppm 以下
	窒素酸化物	50ppm 以下
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下

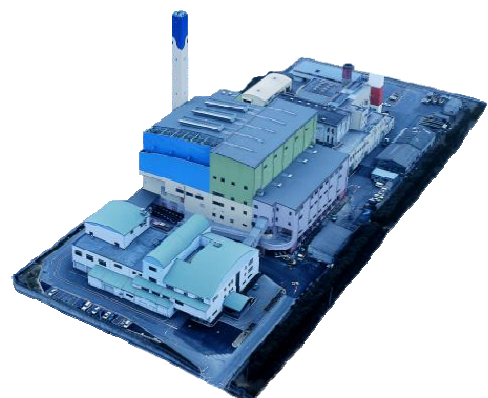




表 1-4-4 ごみ処理施設における中間処理量

年 度		H. 17	18	19	20	21
焼 却 処 理 対 象 量	(t/年)	57,198	58,391	55,804	52,483	52,319
家 庭 系 可 燃 ご み	(t/年)	31,080	32,037	31,442	31,393	31,378
事 業 系 可 燃 ご み	(t/年)	24,716	24,960	23,058	19,806	18,834
リサイクルプラザからの 可 燃 性 残 渣	(t/年)	1,402	1,394	1,304	1,284	2,107
リ サ イ ク ル 量	(t/年)	8,937	11,502	10,350	10,712	10,924
ス ラ グ	(t/年)	1,646	1,396	1,355	1,452	1,222
飛 灰	(t/年)	325	302	249	284	243
発 電 に 寄 与 し た ご み	(t/年)	6,966	9,804	8,746	8,976	9,459
焼 却 残 渣	(t/年)	3,434	3,707	5,542	4,615	4,751

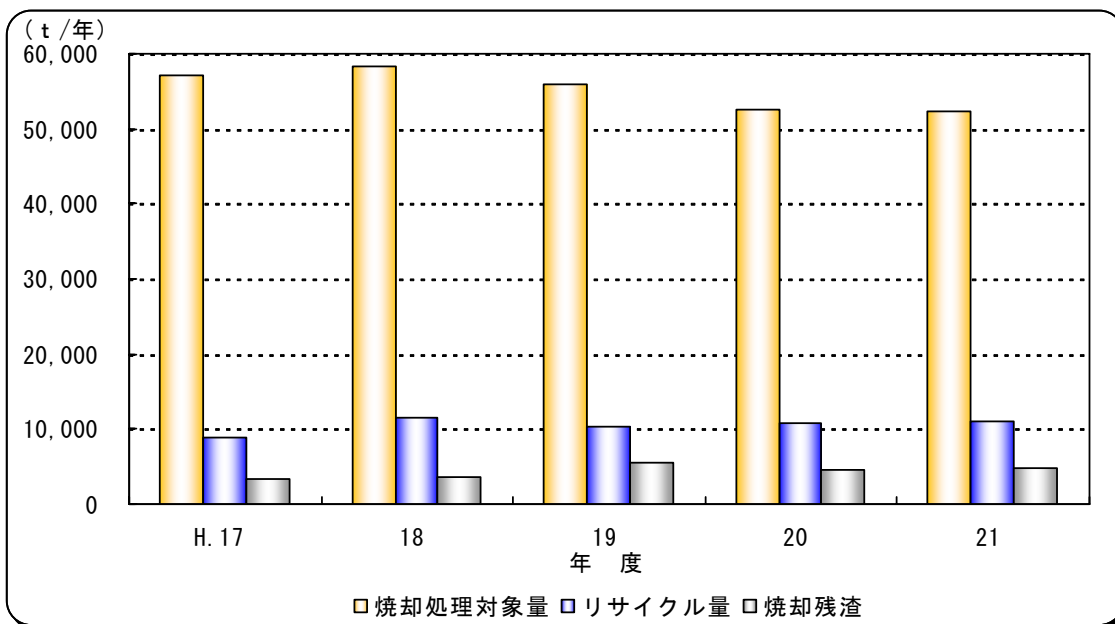


図 1-4-1 ごみ処理施設における中間処理量

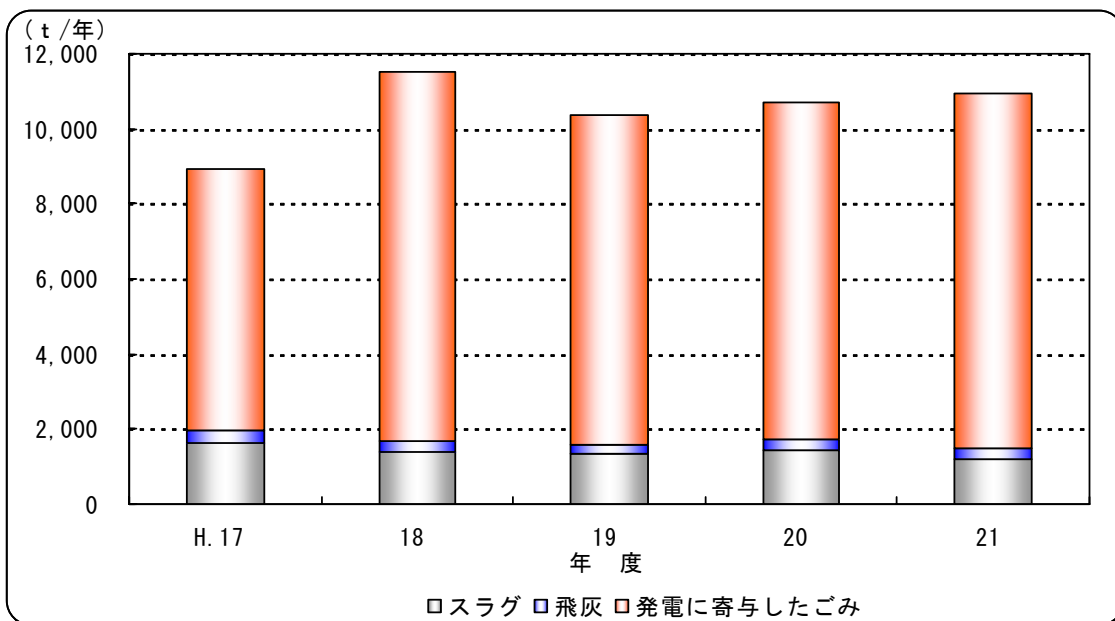


図 1-4-2 ごみ処理施設におけるリサイクル量

(2) 宇部市リサイクルプラザ

宇部市リサイクルプラザの概要を表1-4-5に、平成17年度から平成21年度までの中間処理量及びリサイクル量を表1-4-6、図1-4-3及び図1-4-4に示します。

また平成17年度から平成21年度までの圧縮梱包施設のリサイクル量を表1-4-7及び図1-4-5に示します。

宇部市リサイクルプラザにおいては、粗大ごみ、びん・缶及び不燃ごみの資源化処理を行っています。

びん・缶については、選別・圧縮による資源回収、不燃ごみ及び粗大ごみについては、破碎・選別により資源回収を行っています。

さらに、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、圧縮梱包施設で処理後、資源化事業者へ引き渡しています。

表 1-4-5 リサイクルプラザの概要

施設名称	宇部市リサイクルプラザ
建設場所	宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5
敷地面積	約28,300m <sup>2</sup>
竣工年月日	平成7年3月
処理能力	不燃ごみ系 44.45t/5h 〔鉄類、不燃物、アルミ類、プラスチック類、可燃物類〕
	資源ごみ系 25.55t/5h 〔鉄、アルミ、カレット(白、茶、その他)〕
	計 70t/5h
選別の種類	びん類 3種類手選別 (白・茶・その他) 鉄・アルミ 圧縮成型
<b>設備概要</b> 受入供給設備：ピットアンドクレーン方法 選別設備：横型回転式破碎機 選別設備：磁気選別機 集じん設備：サイクロン、バグフィルター 圧縮設備：ボックス式 貯留設備：バンカ 中古品・不用品再生修理室、再生品展示室、市民工房、学習室、研修室	
圧縮梱包施設	ペットボトル プラスチック製容器包装 紙製容器包装



表 1-4-6 リサイクルプラザにおける中間処理量

年 度		H. 17	18	19	20	21
資源化処理対象量 (t/年)		6,404	6,399	5,805	5,360	5,111
家庭系	びん・缶 (t/年)	1,909	1,993	1,902	1,770	1,664
	不燃ごみ (t/年)	2,217	2,251	1,908	1,673	1,519
事業系	びん・缶 (t/年)	769	638	604	645	652
	不燃ごみ (t/年)	1,509	1,517	1,391	1,272	1,276
リサイクル量 (t/年)		3,143	2,849	2,624	2,082	2,076
カレット (t/年)		893	1,001	1,046	909	940
プレス鉄(スチール缶) (t/年)		432	415	365	322	303
プレスアルミ(アルミ缶) (t/年)		103	80	72	60	61
他金属 (t/年)		1,245	1,167	976	791	772
カレット残渣 (t/年)		470	186	165	—	—
可燃性残渣 (t/年)		1,402	1,394	1,304	1,284	2,107
不燃性残渣 (t/年)		1,738	1,786	1,694	1,681	875

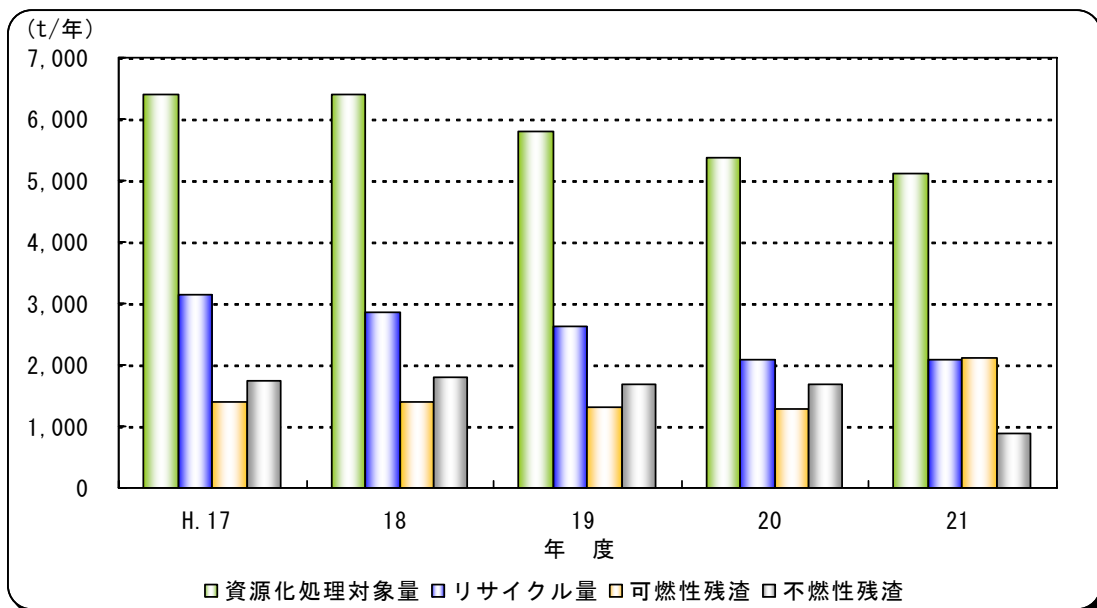


図 1-4-3 リサイクルプラザにおける中間処理量

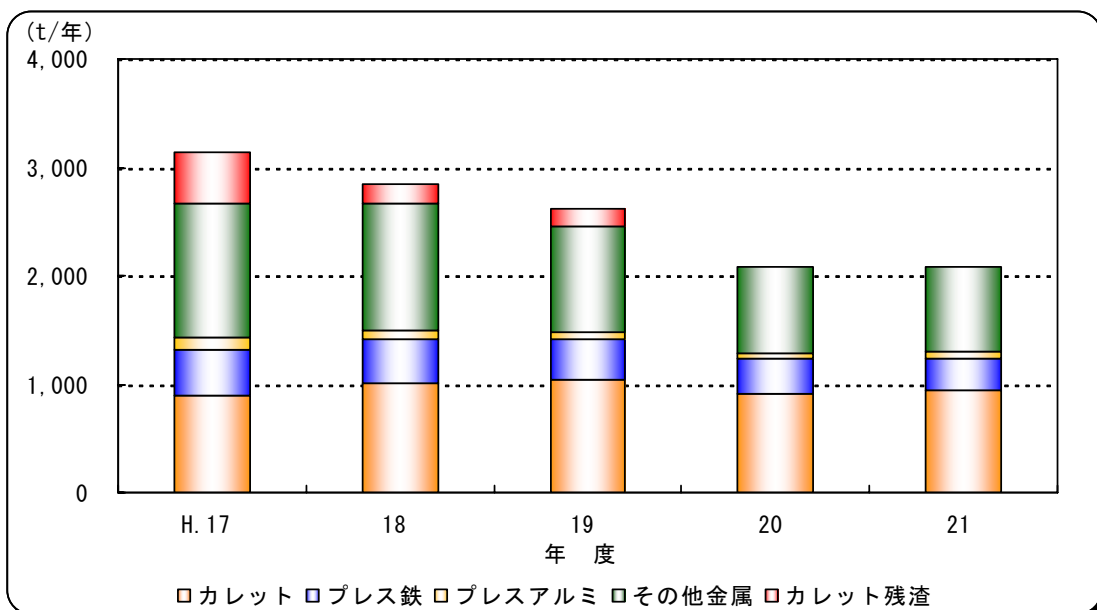


図 1-4-4 リサイクルプラザにおけるリサイクル量

表 1-4-7 圧縮梱包施設におけるリサイクル量

年 度		H. 17	18	19	20	21
ペ ッ ト ボ ト ル	(t/年)	443	491	541	490	507
紙 パ ッ ク	(t/年)	29	6	—	—	—
食 品 ト レ イ	(t/年)	3	1	—	—	—
紙 製 容 器	(t/年)	624	599	590	574	492
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器	(t/年)	2,787	2,834	2,856	2,330	1,693
合 計	(t/年)	3,886	3,931	3,987	3,394	2,692

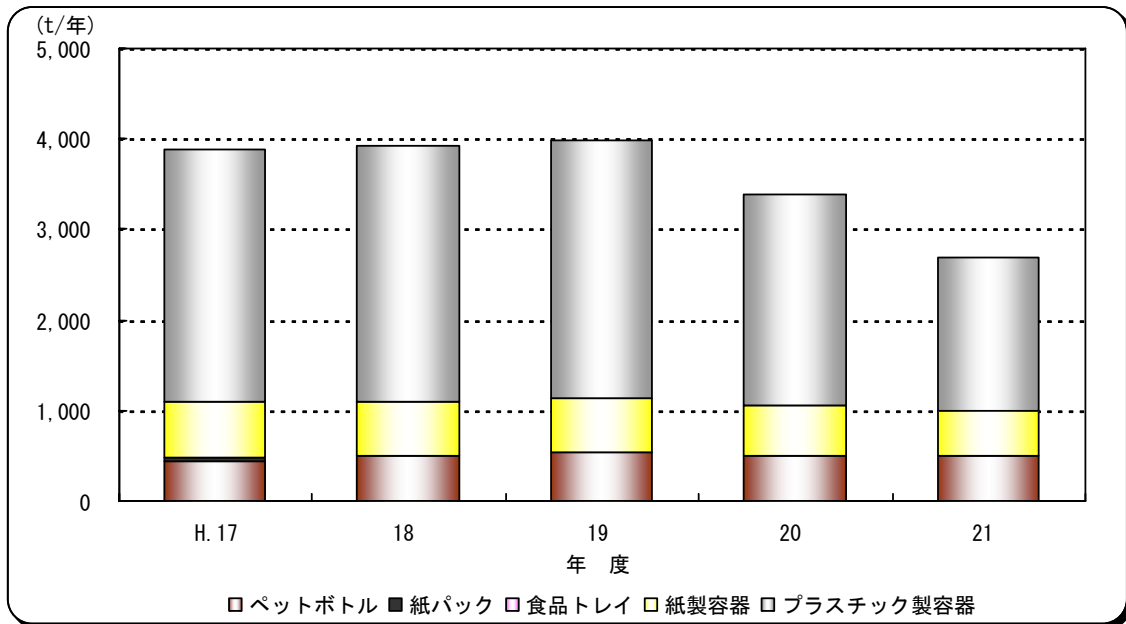


図 1-4-5 圧縮梱包施設におけるリサイクル量

3 最終処分場の現状

宇部市一般廃棄物最終処分場の概要を表1-4-8に、平成17年度から平成21年度までの最終処分量を表1-4-9及び図1-4-6に示します。

宇部市一般廃棄物最終処分場においては、宇部市環境保全センターごみ処理施設からの焼却残渣、宇部市リサイクルプラザからの不燃性残渣、家庭系及び事業系埋立対象物を埋立処分しています。

平成20年11月から使用開始した現在の最終処分場は、埋立対象物に対し受入基準を厳格化したため、平成20年度以降の埋立処分量は減少傾向にあります。

表 1-4-8 最終処分場の概要

施設名称	宇部港 東見初広域最終処分場
施設の種別	産業廃棄物最終処分場(管理型) 宇部市一般廃棄物最終処分場
施設の設置場所	宇部市大字沖宇部525番地124等の地先公有水面
設置者	財団法人 山口県環境保全事業団(一般廃棄物は宇部市)
埋立面積 埋立容量	面積： 93,726㎡ 容量： 1,038,000㎡
埋立期間	平成20年11月～平成35年前半(15年間)
埋立対象物	産業廃棄物：735,000㎡ (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁 器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物) 一般廃棄物：131,300㎡ (不燃ごみ、焼却灰、ばいじん)
跡地利利用	湾岸用地、緑地広場、スポーツレクリエーション広場

表 1-4-9 最終処分量

年 度		H. 17	18	19	20	21
家庭系埋立ごみ	(t/年)	39	34	26	24	29
事業系埋立ごみ	(t/年)	7,987	7,441	7,296	4,879	957
焼却残渣	(t/年)	3,434	3,707	5,542	4,615	4,751
不燃性残渣	(t/年)	1,738	1,786	1,694	1,681	875
合 計	(t/年)	13,198	12,968	14,558	11,199	6,612

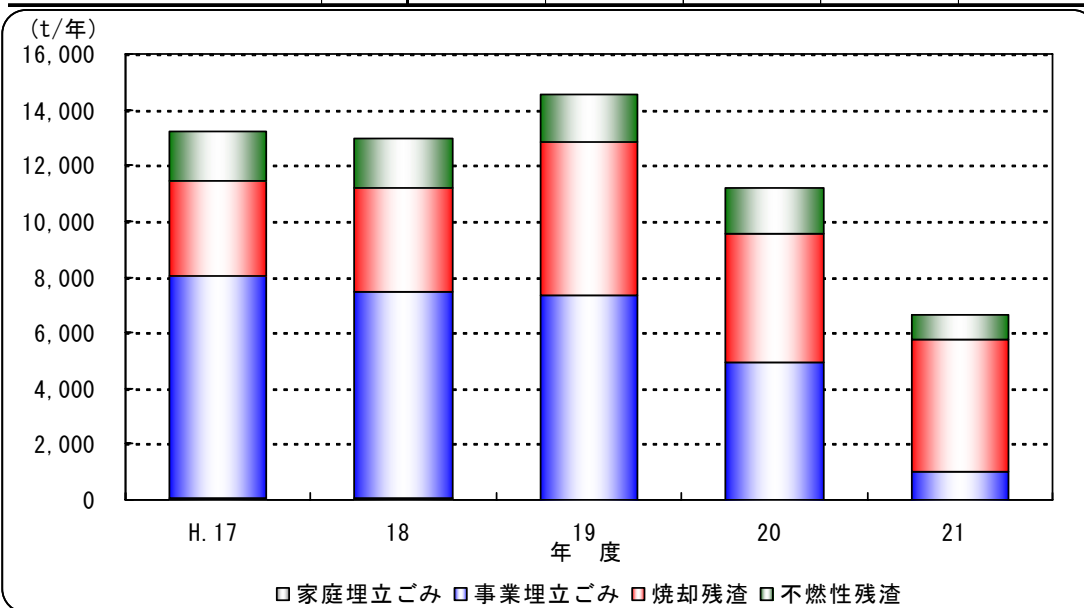


図 1-4-6 最終処分量

## 第5節 現状の分析

## 1 減量化の課題

## (1) ごみ排出量の削減

本市のごみ排出量は、減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量をみると、平成20年度は1,125gであり、全国平均の1,033g、山口県平均の1,089gと比較すると、多いことから、今後も各種施策を推進し、ごみ排出量のさらなる削減に努める必要があります。



## (2) 家庭系ごみの減量化の推進

本市におけるごみ排出量のうち約60%を家庭系ごみが占めます。

そのため、家庭系ごみのさらなる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。三成分（水分・灰分・可燃分）の約50%を占める水分の多くは、可燃ごみに含まれていることから、対策を講じる必要があります。

## (3) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、ここ数年減少傾向にあります。引き続きごみの減量化や資源化、適正処理について、周知徹底していく必要があります。

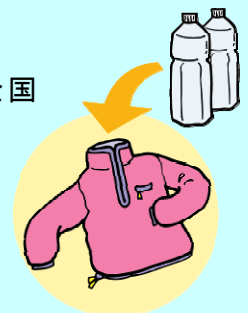
処理手数料については、平成20年4月に改定を行いましたが、今後の動向を注視し、適正な料金設定を検討していく必要があります。



## 2 リサイクルの課題

## (1) リサイクル率の向上

本市のリサイクル率をみると、平成20年度は32.7%であり、全国平均の20.3%、山口県平均の28.3%と比較すると、高いリサイクル率となっています。分別の徹底を促進し、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。



## (2) 集団回収事業の推進

本市の集団回収量は年々減少傾向にあり、今後は回収量を増やす仕組みを作る必要があります。

集団回収は住民主体の事業であるため、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育の場となることも期待できます。

## (3) 分別品目の見直し

可燃ごみの中には紙などの資源となる物もまだ含まれていることから、再生利用可能なものについては、分別品目を見直すなど、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念・基本方針

#### 基本理念 『市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり』

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働により、3Rと適正なごみ処理を推進し、限りある資源を有効利用していく「資源循環のまちづくり」を目指します。

#### ● 基本方針1

##### 「3Rの推進」

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、三者の協働により、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rの取組を推進します。

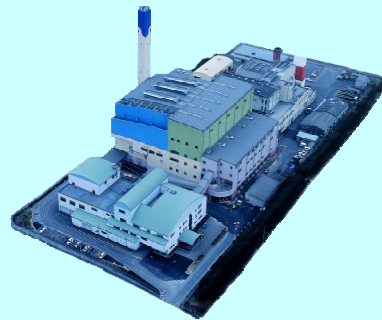
その取組の優先順位は、①リデュース ②リユース ③リサイクルとします。



#### ● 基本方針2

##### 「適正なごみ処理の推進」

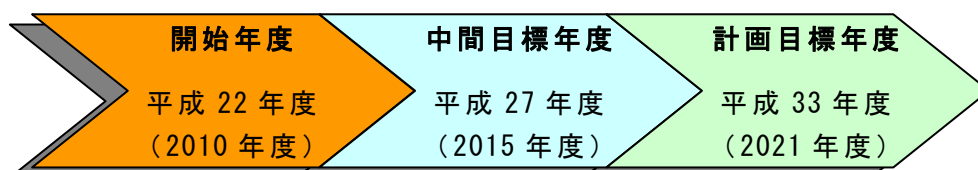
生活環境を保全し、快適な都市機能を維持していくために、法令に基づき、適正なごみ処理体制を確保します。



### 第2節 計画目標

#### 1 目標年度

計画期間は平成22年度（2010年度）から平成33年度（2021年度）までとし、中間目標年度を平成27年度（2015年度）、計画目標年度を平成33年度（2021年度）とします。



## 2 計画の目標値

### (1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均、山口県平均と比較すると、多い状況となっています。今後はさらなるごみの減量化を目指し、次の目標値を設定しました。

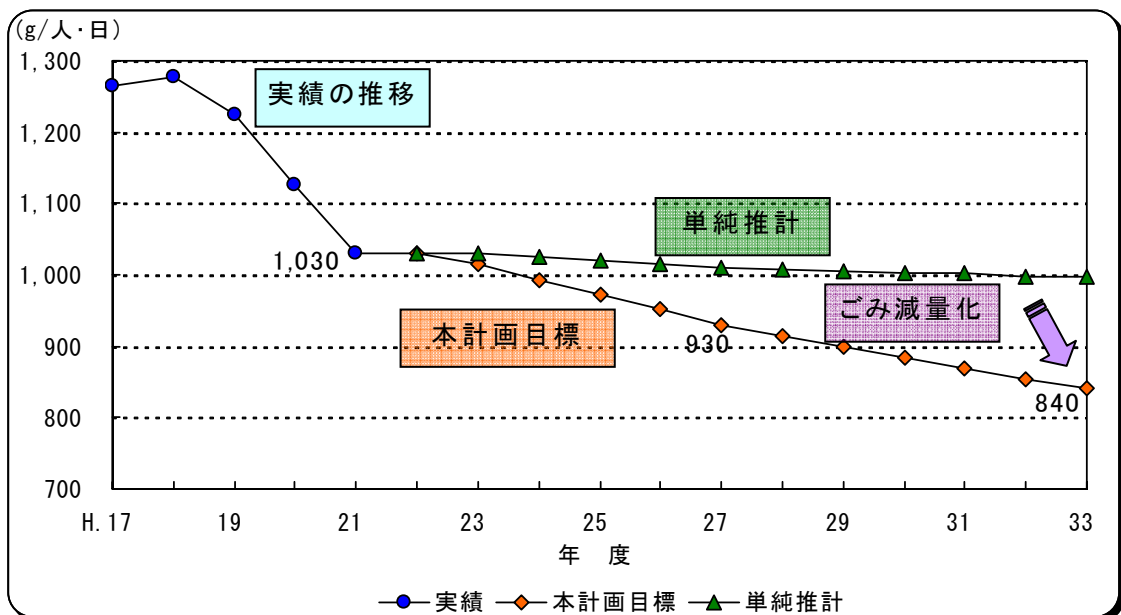
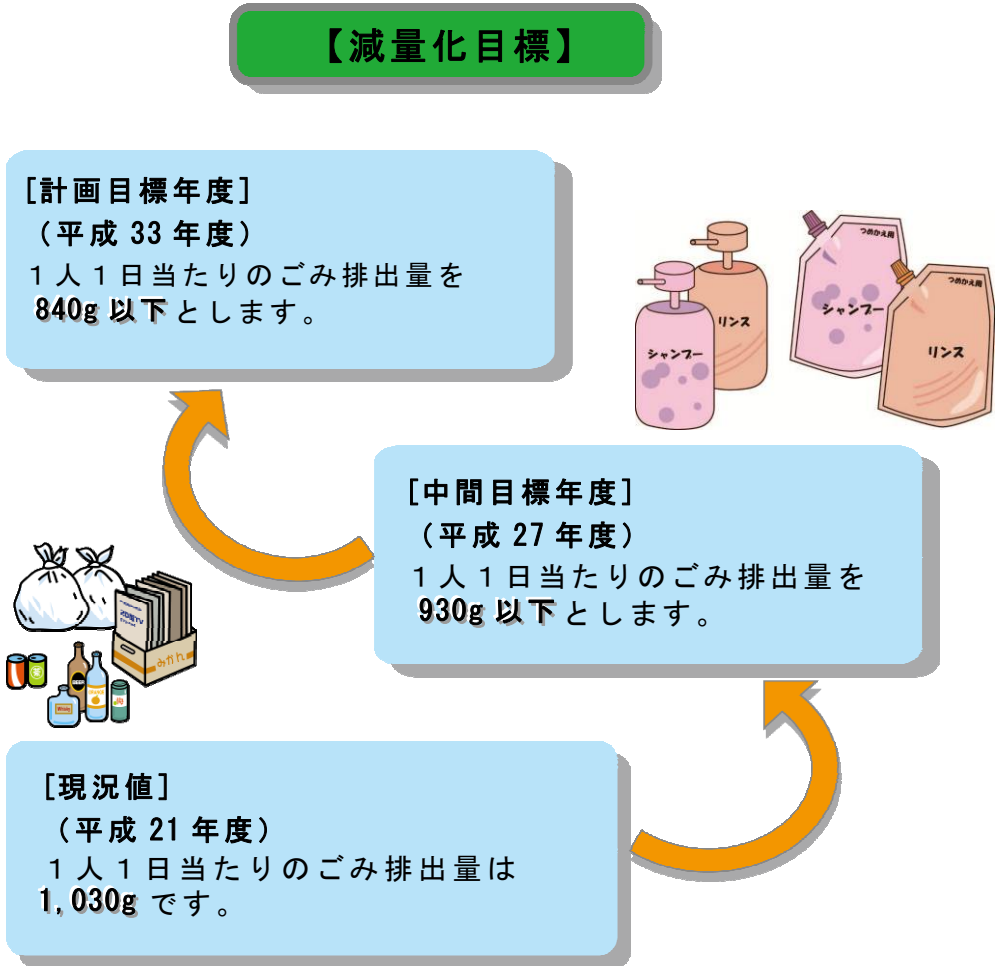


図 2-2-1 ごみの計画目標



(2) リサイクル率

本市におけるリサイクル率は、全国平均、山口県平均と比較すると、高いリサイクル率になっていますが、さらなるリサイクル率の向上を目指し、次の目標値を設定しました。

【リサイクル率の目標】

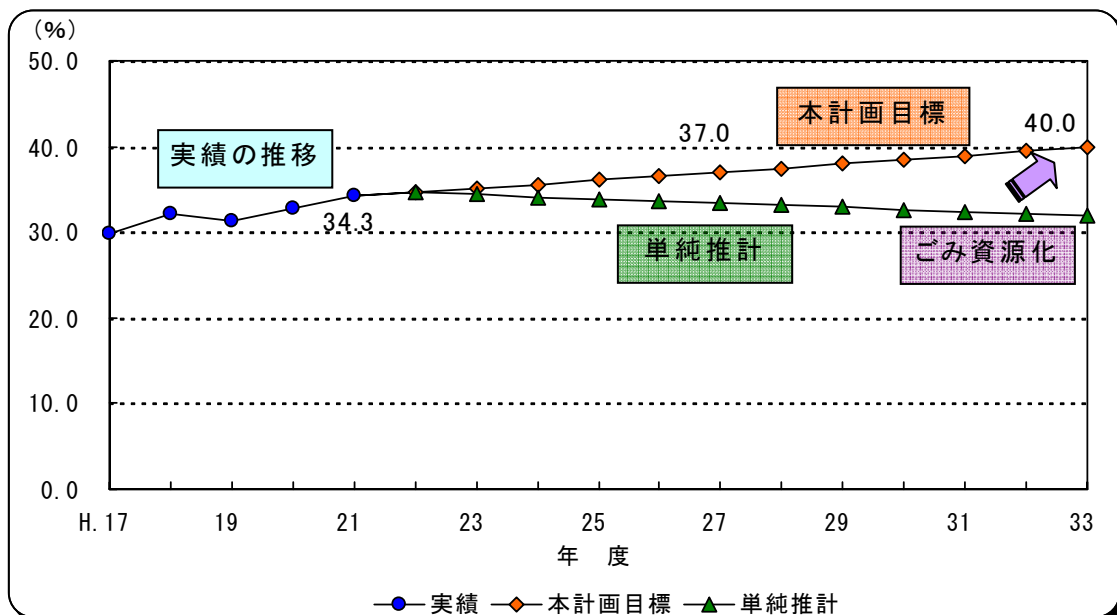
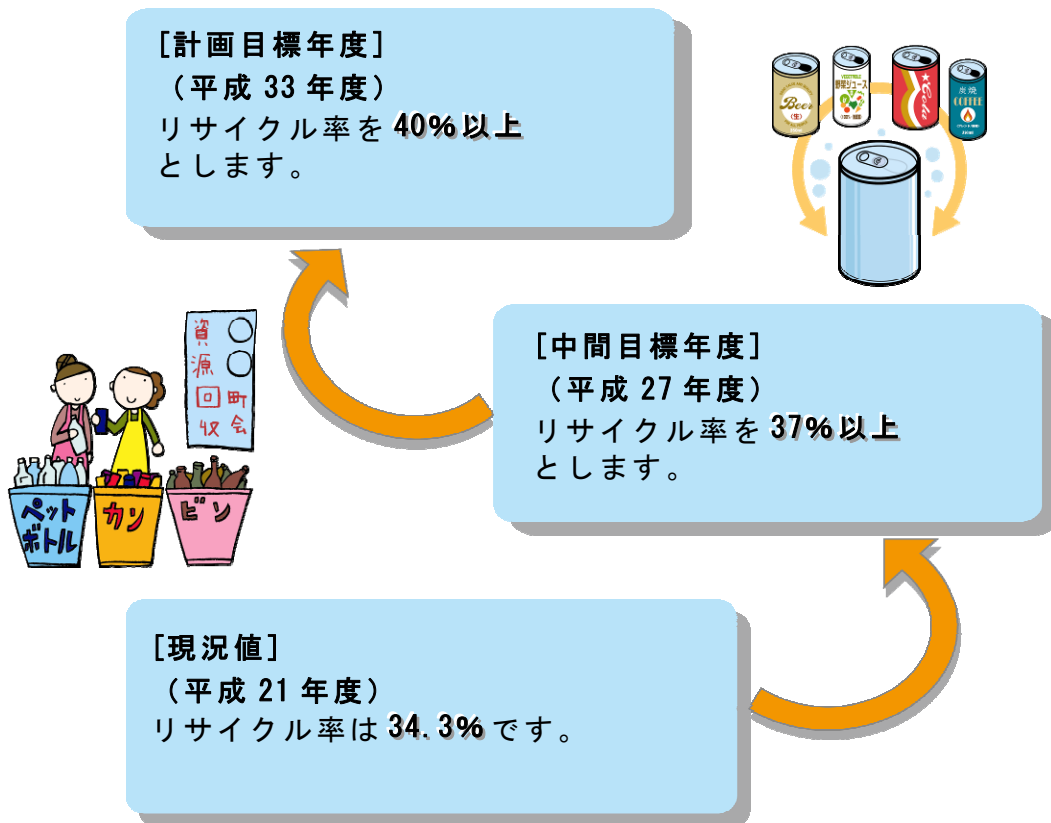
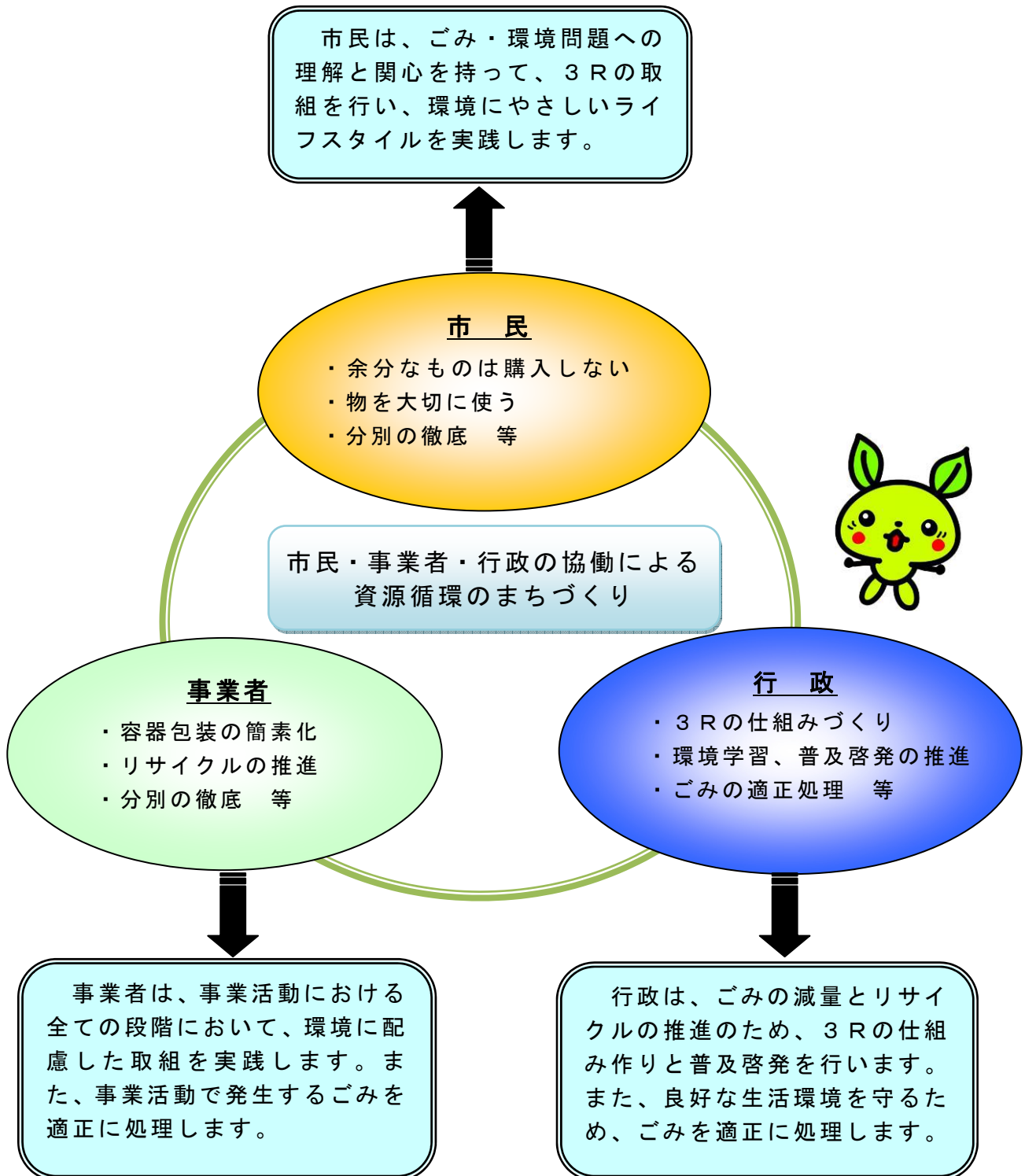


図 2-2-2 リサイクル率の計画目標

**第3節 市民・事業者・行政の役割**

基本理念である「市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり」を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって資源循環のまちづくりを推進することが重要になります。



### 第4節 3Rに関する施策

基本理念である「市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり」を実現するため、3Rに関する施策を推進していきます。

3Rの中でも、「ごみを発生させない」ことが最も重要です。そのため、発生抑制に重点を置いて取り組み、その上で発生するごみについて、再使用や再生利用による資源化に取り組んでいきます。

これらを踏まえ、施策の優先順位は、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）とします。

## 3Rの推進

### ①リデュース



ごみとなるものをつくらない、持ち込まないことや、ものを大事に長く使うことにより、ごみを発生させないようにします。



### ②リユース



発生したごみについて、できる限り製品や部品としてそのまま有効利用します。



資源  
回収

### ③リサイクル

再使用できないものについて、リサイクル原材料としてできる限り再生利用します。



## 1 3Rの推進のための普及啓発・環境学習

ごみの発生を抑制するためには、市民や事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、ごみの発生抑制の必要性を認識することが大切です。

日々の生活において、現在のライフスタイルを見直し、豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働により、3Rと適正なごみ処理を推進し、限りある資源を有効利用していく「資源循環のまちづくり」を目指して、以下の普及啓発や環境学習を推進していきます。

### (1) 普及啓発

#### 市広報やごみダイエット等の発行

市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルについて、市広報やごみダイエット等の環境啓発紙による情報発信により、市民の自発的・実践的な行動を促進していきます。

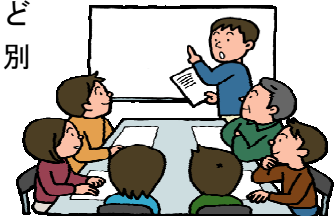


#### 出前講座やごみ分別説明会の開催

ごみの分別による減量化を推進していくため、ごみの現状について学習できる出前講座やごみの分別説明会などを開催し、市民がごみについて学ぶ機会を提供していきます。

#### 大学生、外国人留学生を対象としたごみ分別説明会の実施

ごみ分別の周知や徹底をより一層図るため、アパートなどで1人暮らしをする大学生や外国人留学生を対象とした分別説明会を大学等と連携して実施します。



#### 情報提供のためのホームページの充実

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、ごみ処理状況、資源化の実績、資源化方法、不法投棄の防止等についてもホームページに掲載するなど、内容の充実を図り、市民のごみに関する理解を深めていきます。

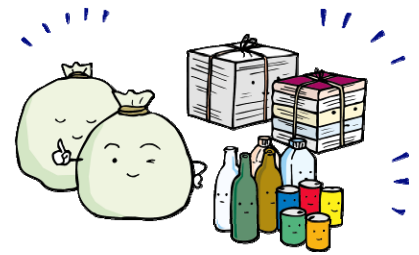
#### 家電リサイクル法等のリサイクル関連制度の周知

廃棄される家電製品等の適正処理とその中に含まれる有用な資源の再生利用を図るための家電リサイクル法等、リサイクル関連制度の周知を行います。



### ごみ減量等推進員などの協力によるごみ分別の周知

ごみの減量とリサイクルの推進を図ることを目的として、市と地域とのパイプ的な役割を担うごみ減量等推進員などの協力により、ごみ分別の周知を図っていきます。



### エコフェアによる情報発信

環境技術を持つ企業、環境保全に取り組んでいるNPOなどの技術や活動の紹介の場として、また市民参画型のイベントとして開催するエコフェアにおいて、3R推進のための情報発信を行います。



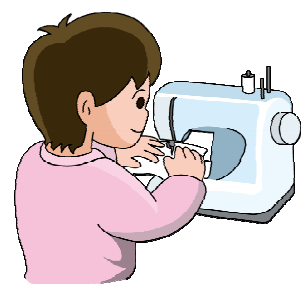
### 市民モニターによる市民感覚の3Rの推進

市民からモニターを募り、市民感覚のごみ減量、リサイクル提案を集約し、3R推進のアイデアとして活用していきます。



### リサイクルプラザ等の活用による市民啓発事業の実施

リサイクルプラザで衣類のリフォーム等を学習できる市民工房を開催するなど、市民のリサイクル意識の高揚を図っていきます。



(2) 環境学習

**小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学の実施**

ごみの分別やリサイクルの必要性など、環境問題に対する知識を深めるため、小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学を実施します。



**(仮称) 市民大学による学習機会の創出と人材育成**

環境に関する市民意識の高揚を図るとともに、家庭や地域で環境に配慮した行動が実践できるよう、(仮称)市民大学を通じて、学習機会を創出し、人材を育成します。



## 2 リデュース（発生抑制）

リデュースとは、ごみとなるものの発生自体を抑制することで、資源循環のまちづくりを推進するためには最も優先すべき取組です。

例えば、「使い捨て製品や不要な物を購入しない」、「過剰な包装は断る」、「マイバックを利用する」などがあげられます。

### 1 段ボールコンポストの普及促進

家庭から出されるごみの3割を占めるといわれている生ごみから段ボールコンポストによって良質な堆肥を作り、地域の花壇等で使用するなど、自然環境にやさしい循環システムの確立を図ります。



### 2 水切りの徹底

可燃ごみの約50%を占めている水分の減量化を図るため、ごみダイエット等の広報媒体やごみ分別説明会を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

### 3 ごみを出さない消費行動の促進

買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。



### 4 事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみの適正処理に向け、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書の提出を求め、また、必要に応じて事業所の戸別訪問により指導を行います。

### 5 事業者との協働によるごみ減量の推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度」、「宇部市簡易包装推進協力店制度」等により広く周知し、環境に配慮した経済活動を促進します。



### 6 ごみ処理有料化の検討

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、宇部市廃棄物減量等推進審議会の方針を踏まえ、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提とした家庭ごみの処理有料化制度の導入について検討します。

### 3 リユース（再使用）

リユースとは、使用済みの製品をその状態のまま再使用することで、ごみの発生抑制に次いで取り組むべき対策と位置付けます。

つまり、物を大切に使い、故障しても修理して使用することがリユースの観点から重要です。

#### 1 リユース食器の利用促進

公的行事においては、イベントごみゼロを目指し、「使い捨て食器」の利用を抑制し、「リユース食器」の利用を促進します。

また、マイボトルやマイはし等の持参の取組を促進します。



#### 2 再生品の利用促進

現在実施しているリサイクルプラザにおける自転車や家具などの再生品の展示・販売を促進するため、市のホームページ等を活用することにより、再生品の利用促進について、情報発信を行っていきます。

#### 3 フリーマーケット等のイベント情報の発信

市民団体・NPO等が開催するフリーマーケット等の情報を収集・発信して、不用品等の再使用を促進します。



#### 4 不用品の再使用の促進

家庭で不用になっている物品の活用を図るため、公共施設などで古着等が交換できる仕組みを整備し、不用品の再使用を促進していきます。



#### 4 リサイクル（再生利用）

リサイクルとは、新聞紙、雑誌及び段ボールなどの古紙から再生紙を作ったり、ペットボトルから繊維の原料を作るなど、資源や廃棄物を再生利用することで、もう一度資源として有効に利用することをいいます。

##### 1 ごみの分別の徹底

ごみ減量等推進員等によるごみステーションでの立哨や自治会等のごみ分別説明会等により、再生利用できるものが「可燃ごみ」、「不燃ごみ」に混入しないように、ごみの分別を周知徹底するとともに、効率的な再生利用が可能な環境整備を推進していきます。



##### 2 グリーン購入の促進

リサイクルされた商品を積極的に購入（グリーン購入）するため、市としては、グリーン購入率 100%を目指しており、市民、事業者にも、リサイクル商品や取扱店舗の情報提供を行うことにより、リサイクル品の購入促進を図っていきます。

##### 3 集団回収の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を回収する集団回収を推進していきます。



##### 4 家庭系廃食油のリサイクルの推進

家庭系廃食油について、スーパーマーケット等の店頭回収によるリサイクルシステムを構築し、廃食油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車等に使用します。

##### 5 スラッグのリサイクルの推進

ごみ処理施設から出るスラッグ（※）のリサイクルをさらに推進します。

（※）スラッグ：焼却の際に発生する灰を高温溶融した後、冷却固化されたガラス状の固形物質をいいます。

##### 6 食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクルの誘導を行います。また学校給食の残渣リサイクルをさらに推進していきます。

## 7 剪定枝・刈草等のリサイクル

剪定枝や刈草等について、民間施設などを活用したチップ化や堆肥化を推進していきます。

## 8 雑紙のリサイクル

古紙及び紙製容器包装以外の紙類（雑紙）について、新たな回収方法を構築し、再生紙などの原材料とすることで、さらなるリサイクルの推進を図っていきます。

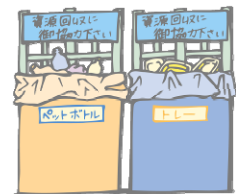


## 9 布製品のリサイクル

布製品について、新たな回収方法を構築し、福祉団体等の協力を得ながら、さらなるリサイクルの推進を図っていきます。

## 10 資源物の店頭回収の拡大

資源物の店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページで紹介するとともに、店舗及び取扱い品目を拡大していきます。



## 11 事業系ごみのリサイクルネットワークの構築

事業者間での不用品や再生資源の流通を促進するネットワークを構築し、ごみの減量化・資源化を図っていきます。

## 12 大学・企業と連携した技術開発

新たなリサイクル技術の開発等、産学連携による共同研究・実用化を支援していきます。



## 13 レアメタルなどのリサイクル

携帯電話等に含まれているレアメタル（希少金属）や再生資源として活用可能なものについて、国や企業の動向を注視するとともに、対応できる環境整備をしていきます。

## 第5節 適正なごみ処理に関する施策

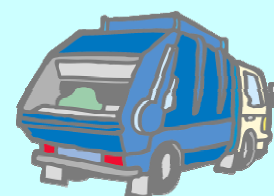
### 1 分別・排出

- (1) 現行の9分別排出を継続します。但し、状況の変化に応じ、分別品目の見直しを含め検討します。
- (2) ごみの分別の徹底と適正排出を推進します。



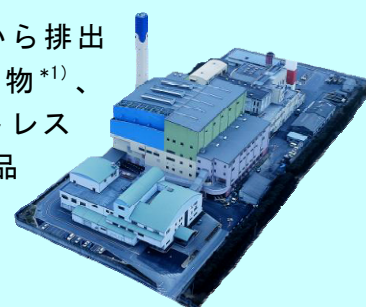
### 2 収集・運搬

- (1) 家庭系ごみについては、現行どおり直営及び委託収集（楠地域）を継続し、3人乗車と2人乗車による収集を行います。
- (2) 事業系ごみについては、排出量や分別区分等を勘案しつつ、許可制による民間収集を継続します。
- (3) 障害者や高齢者を対象とした「ふれあい戸別収集」を充実させます。
- (4) 新たな分別収集の必要性がある場合や、市民の要望に応じて適宜合理的に見直しを図っていきます。



### 3 中間処理

- (1) 適正な運転管理による安定したごみ処理を行います。
- (2) 適正な維持管理及び補修期間を確保するとともに、施設の予防保全の強化を図ります。
- (3) 本市で中間処理を行うごみは、家庭及び事業所から排出された一般廃棄物としますが、特別管理一般廃棄物<sup>\*1)</sup>、法で定める適正処理困難物<sup>\*2)</sup>（スプリングマットレス除く）、及び家電リサイクル法に規定される対象品目<sup>\*3)</sup>については、本市では行わないこととします。
- (4) 災害時に発生する一時大量ごみについては、「宇部市災害時ごみ処理マニュアル」に基づいた処理をします。
- (5) 産業廃棄物は、本市では原則処理しないこととします。
- (6) 宇部市リサイクルプラザは稼働後15年経過しており、適正な維持管理に努め、延命化を図るとともに、更新についても検討します。



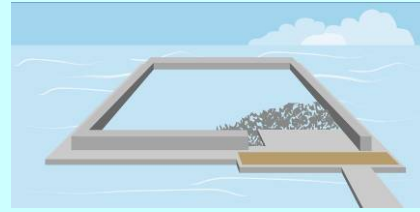
\*1) PCB 使用部品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物

\*2) 廃自動車タイヤ等

\*3) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

#### 4 最終処分

- (1) 不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容による最終処分の最小化を進め、現有処分場の延命化に努めるものとします。
- (2) 近年の最終処分場を取り巻く情勢に留意し、適正な維持管理を継続して行うことにより、周辺環境の保全に努めます。



#### 5 その他の適正処理対策

##### (1) 不法投棄対策

不法投棄については、不法投棄対策推進員による監視パトロールを行うとともに、山口県宇部健康福祉センターや警察等と連携して防止対策を図ります。



##### (2) 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。

また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

##### (3) 災害廃棄物対策

災害発生時においては、被災による都市機能や市民生活の早期回復を実現するため、他の自治体や関係団体との総合的な支援連携強化に努めます。



##### (4) 在宅医療廃棄物対策

医療機関等と連携し、注射針等の鋭利な物は、医療機関で回収し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として適正処理します。

